

## 笠岡市新病院建設事業に係る再検討会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、笠岡市立市民病院（以下「市民病院」という。）の新病院建設事業に係る再検討をするに当たり、今後のあり方を検討するため、笠岡市立市民病院事業に係る再検討会議（以下「検討会議」という。）を設置することに關し、必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は、市長の要求に応じ、次に掲げる各号について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 今後の市民病院の役割に関すること
- (2) 経営のあり方に関すること
- (3) 施設・整備のあり方に関すること
- (4) その他、上記の目的達成のために必要な事項

### (組織)

第3条 検討会議は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医療・福祉・保健等の関係者
- (2) その他、市長が適當と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をオブザーバーとして会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 4 委員又はオブザーバーは、オンラインによる方法で会議に出席することができるものとする。

(任期)

第6条 委員は、検討・協議が終了し、第2条に規定する市長への報告が完了した時、その職を解かれるものとする。

(事務局及び庶務)

第7条 検討会議の庶務は、市民病院事務局において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
  - 2 この要綱は、第2条に規定する市長への報告のあった日の翌日をもって廃止する。
- (招集の特例)
- 3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる検討会議は、市長が招集する。